

Professional Eye

# アフリカ・ヨーロッパ

はじめに

## スエズ運河の座礁事故と保険

FDSグループ代表

今年(2021年)3月に、日本のコンテナ船がスエズ運河で座礁し、動けなくなる事故が発生した。同船は1週間ほどで離礁したが、賠償金等が和解し、スエズ運河から移動できたのは3カ月以上たった7月初めであった。

あらためて今回の事故について確認するとともに、保険が果たした役割についてみてみる。

**1. スエズ運河の座礁事故**

今年(2021年)3月に、日本のコンテナ船がスエズ運河で座礁し、動けなくなる事故が発生した。同船は1週間ほどで離礁したが、賠償金等が和解し、スエズ運河から移動できたのは3カ月以上たった7月初めであった。

あらためて今回の事故について確認するとともに、保険が果たした役割についてみてみる。

スエズ運河は、水利や灌漑、給排水、船舶の航行等のために陸地に造られた人工的な水路で、大小さまざまなものがある。

スエズ運河は海と海を結ぶ運河として、パナマ運河(太平洋と大西洋間)、キール運河(北海とバルト海間)と共に世界三大運河の一つに数えられる。地中海と紅海を結ぶ全長1,933・3キロ、幅205メートル、深さ24メートル、通過時間12~18時間である。地中海上を航行する船舶は、アフリカの喜望峰を経由しないヨーロッパとアジア間のルートとして重要な位置付けにあり、特徴は閘門(こうもん)を持たない

ことである。スエズ運河は1859年、フランス人のレセツ

によって、座礁事故における賠償交渉の一方はスエズ運河である。

**(2) 座礁事故**

今年3月23日午前7時40分ごろ(現地時間)、今治造船のグループ企業の正栄汽船(愛媛県今治市)の所有する大型コンテナ船「エバーギブン」が、スエズ運河の紅海側の入口近くで座礁する事態が発生した。同船は長さ400メートル、幅59メートル、重

吉富明彦  
関戸恵子

### 2. 船の保険

#### (1) 責任

エバーギブンは前述の通り今治の正栄汽船所有のコンテナ船であるが、実際に運航していたのは台湾の海運会社「エバーグリーンマリン(長榮海運)」というコンテナ物流企業(オペレーター)である。

①人の死傷や疾病に対する賠償責任等、人に関する賠償責任・費用に関するもの

②他船および他船上の乗組員(インド人25人等)の手配はドイツの「ベルンハルト・シュルテ・シップマネジメント」が行っていた。このような形は「用船契約」で呼ばれ、世界の海運業者では一般的である。

③他船および他船上の積荷・その他の財物の船

責任・費用に関わるもの

④対象船舶が他船に衝突した場合の曳航契約

⑤環境損害を防止・軽減するための特別補償等、

⑥救助にかかる費用

⑦修理費

⑧共同海損分担額

⑨船舶が沈没、転覆、座

州、座礁、火災、衝突等による損傷を、その損傷

事故による船舶等の損害

は、船舶普通期間保険の支払事由)。例えば、「パナマ運河、スエズ運河、セントローセンス水路または五大湖の船舶事故による閉塞」により、「被保険船舶が滞泊を余儀なくされた場合」等が保険金支払事由になる。

(P&I)は「Protection & Indemnity(保護)」と

「共同海損分担額

による損傷を、その損傷

事故による船舶等の損害

は、船舶普通期間保険の支払事由)。例えば、「パナマ運河、スエズ運河、セントローセンス水路または五大湖の船舶事故による閉塞」により、「被保険船舶が滞泊を余儀なくされた場合」等が保険金支払事由になる。

途絶等の経済的損害を補償する保険である(海難事故による船舶等の損害)

は、船舶普通期間保険の支払事由)。例えば、「パナマ運河、スエズ運河、セントローセンス水路または五大湖の船舶事故による閉塞」により、「被保険船舶が滞泊を余儀なくされた場合」等が保険金支払事由になる。

保険金支払事由になる。

保険金支払事由になる。